

令和7年度 富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金 公募要領

1 目的

この補助金は、燃料電池自動車の導入事業に要する経費の一部を補助することにより、走行時に二酸化炭素や有害な排気ガスを排出しない燃料電池自動車の導入推進を図ることで、地球温暖化及び大気汚染の防止ならびに水素社会の実現に資することを目的とする。

2 補助対象事業

補助の対象とする事業は、補助対象となる燃料電池自動車を導入する事業であって、センター補助金の交付を受けるものとします。

センター補助金とは、一般社団法人次世代自動車振興センターが行う燃料電池自動車の導入に要した経費の一部を助成する令和6年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金を指します。

富山県が実施する富山県燃料電池車両普及促進事業費補助金の交付を併せて受けることは可能です。

3 補助事業者

補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施する個人、法人(国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く。)であって、以下のすべての要件に適合するものとします。

- (1) 市内に1年以上住所又は事務所若しくは事業所を有すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 法人であって、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員又は暴力団関係者に該当する者がいないこと。

4 補助対象となる燃料電池自動車

補助の対象となる燃料電池自動車は、以下のすべての要件に適合する必要があります。

- (1) センター補助金の対象となる燃料電池自動車であること。
- (2) 令和6年12月17日から令和8年3月31日までに初度登録が行われた自動車であること。
- (3) 車検証における使用の本拠の位置及び使用者の住所が富山市内であること。
- (4) 車検証の自家用・事業用別の欄が「自家用」であること。
- (5) 自動車販売業者が販売促進活動(展示、試乗等)に使用する車両でないこと。
- (6) リース契約に基づいて補助対象自動車を使用する場合にあっては、リース料金について

て、国、県及び市からの補助金の合計に相当する額が通常のリース料金から減額されていること。

(7) 購入代金のうち、少なくともセンター補助金、県補助金及び市補助金の補助金額の計を超える支払が完了していること。

〔 例 車両代金 800 万円、頭金 500 万円、ローン 300 万円の車の場合
500 万円 - 国補助 120 万円 - 県補助 50 万円 = 330 万円 > 50 万円 (市補助額) 〕

5 補助額

補助金の交付の対象となる経費は、車両本体の購入に要する費用とし、消費税及び地方消費税は含みません。

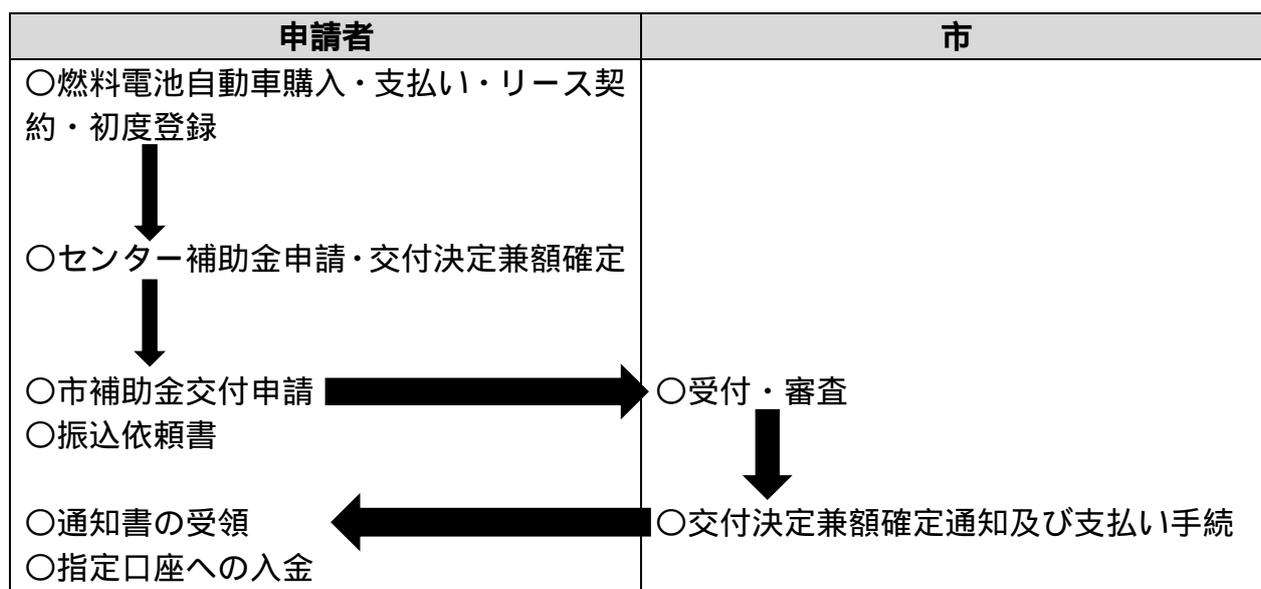
補助金額は、燃料電池自動車 1 台当たり定額 50 万円です。

6 募集期間

令和 7 年 9 月 1 日 (月) から令和 8 年 3 月 31 日 (火) 正午まで (必着)

上記期間に関わらず、予算の総額に達したときは募集を終了します。

< 申請フローチャート >



7 申請書類

	必要書類	購入		リース 1	
		法人	個人	法人	個人
1	交付申請書（様式第1号）				
2	振込依頼書				
3	センター補助金の交付申請書及び添付書類一式の写し				
4	センター補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知写し				
5	補助対象自動車の購入に係る請求書又は契約書等の写し 2			-	
6	補助対象自動車の賃貸借に係る契約書の写し 3	-			
7	補助対象自動車の代金の支払に係る領収書の写し 4			-	
8	補助対象自動車の電子車検証及び自動車車検証記録事項の写し				
9	富山市納税証明書《原本》 （発行後3月以内のものに限る。）				
10	住民票の写し（発行後3月以内のものに限る。）	-		-	
11	商業登記簿の履歴事項証明書又は現在事項証明書《原本》（発行後3月以内のものに限る。） 5		-		-
12	その他市長が必要と認める書類	（必要に応じて）			

- 1 リース契約の場合、補助対象者はリース使用者のみです。
- 2 申請者が車両購入者となっていて車名、グレード及び購入価格が明示されているもの。
- 3 リース契約者と車両の使用者名が一致していて、車名、グレード、登録番号、車台番号、リース開始日、リース期間及びリース料金が明示されているもの。
- 4 少なくともセンター補助金、県補助金及び補助金の補助金額の合計を超える支払が完了していることがわかるもの。銀行振込等で領収証がない場合は、銀行発行の振込証明書の写し。
- 5 履歴事項証明書又は現在事項証明書に富山市の所在地が記載されない場合は、法人所在地記載証明書の原本及び1年以上事務所若しくは事業所を有することが確認できる書類が必要です。

8 申請書の提出方法・提出先・問い合わせ先

(1) 提出方法

必要書類一式を持参もしくは郵送してください。

持参の場合、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時の間(土日祝日を除く)

郵送の場合、令和8年3月27日(金)の当日消印有効

(2) 提出先

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市 環境部 環境政策課 ゼロカーボン推進係

(3) 問い合わせ先

電話：076-443-2053

9 その他

- ・補助金の交付の申請は、一の個人又は一の法人につき、1年度1台までとします。
- ・本要領のほか、補助金の交付申請手続等については、「富山市燃料電池自動車導入推進事業費補助金交付要綱」の定めによるものとします。
- ・市への申請は、原則センター補助金の交付決定後としますが、年度末において、(一社)次世代自動車振興センターの審査に時間を要し交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書が受領できていない等のやむを得ない場合は、受領後速やかに提出することを条件に申請を認めます。ただし、市の補助金交付後に、センター補助金が不採択となった場合は、補助金を返還していただきます。